

## 第2次

# 熱海市男女共同参画推進計画

令和5～14年度

### 【概要版】

#### 計画の目的

ジェンダーと言われる社会的、文化的に作り出された性別による役割や慣習は多様化しており、一人一人の意識によって変えていくことができます。ジェンダー格差が大きい日本社会では、まだまだ「男女」という枠組みでも、未だ女性と男性が平等に扱われているとは言えずこの問題が大前提とされていますが、ジェンダーは「男女」という二つに分けきれないことや、性の在り方の多様性も認識していかなければなりません。

男女共同参画社会は、行政が法や制度を整えるだけでなく、市民一人一人が参加してはじめて実現できます。男性女性の二分はもとより、あらゆる多様性を容認し、包摂（排除することの反対で、手を差し伸べて仲間にする）することで本市が更なる発展を遂げる源泉となり得ます。他者に対し、文句や注文を付けたり、排除するようでは本当に住み良い地域、誰もが幸せに暮らせる社会にはなりません。

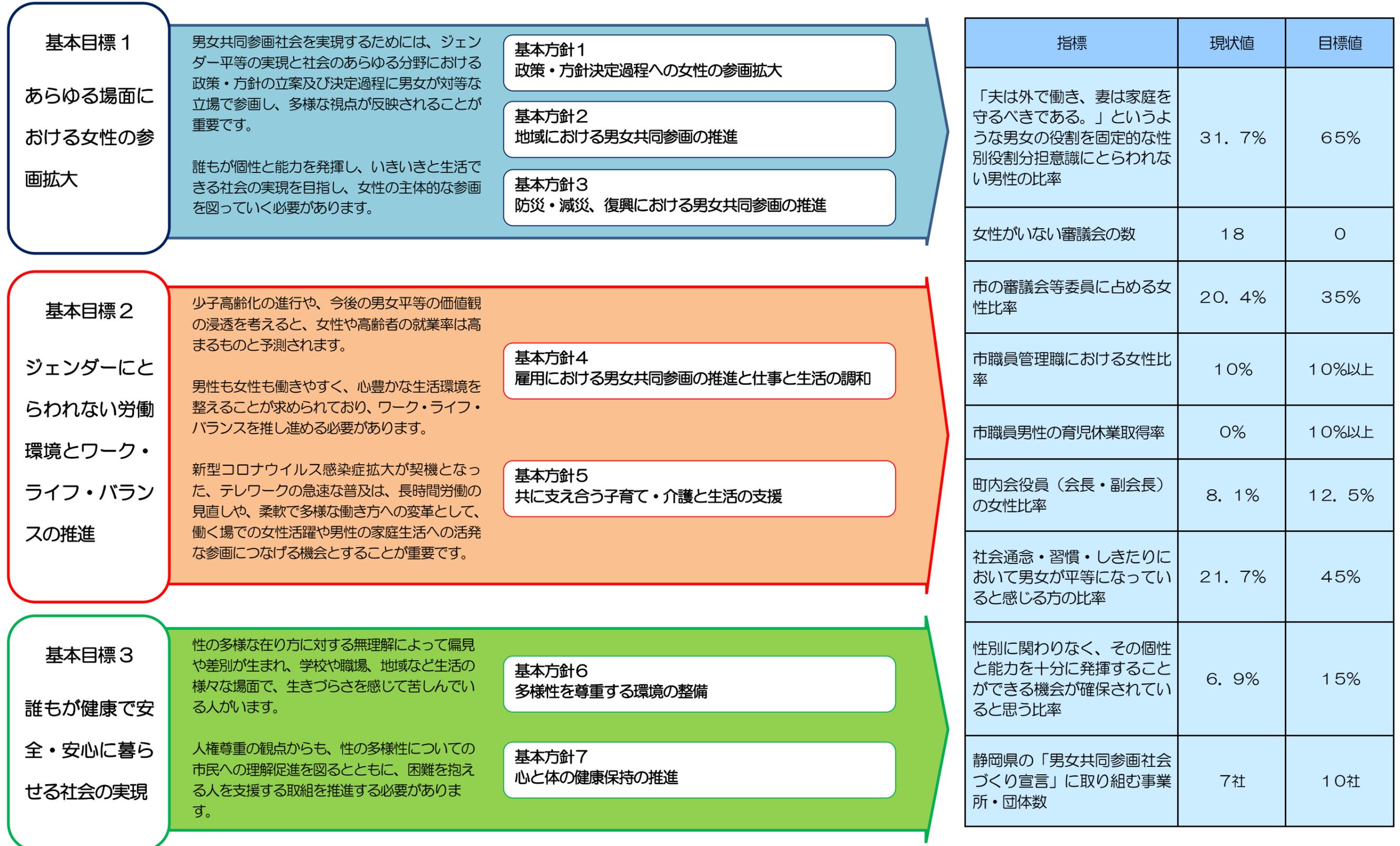
この計画では、地域づくりや働く場など、様々な場面において、女性の意見を取り入れ、反映し、意思決定過程への参画を促進するとともに、男女の性別に捉われることなく個性・能力が認められ適材適所で活躍できる社会の実現を目指しています。

参加＝活動に参加する

参画＝個性・能力を発揮し、自分の意見が言える場に参加する  
自分の意見が反映される

この計画では、3つの基本目標のもとに7つの基本方針を定めています。  
この基本方針を基に、時代の変化に対応した各種施策を定め「男女共同参画社会」の実現を目指していきます。

## 基本目標と施策の方針・指標



## 第2次熱海市男女共同参画推進計画における基本理念

この計画では、熱海市男女共同参画推進条例第3条に定められた5つの基本理念を基に、施策を策定し計画を推進します。

### (1) 男女の人権の尊重

社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個々に能力を大いに発揮する機会が確保されるとともに、その他の男女の人権が尊重されなければならない。

### (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会におけるあらゆる活動の選択を阻害する要因とならないよう配慮されなければならない。

### (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他団体における政策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されなければならない。

### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立支援

男女がお互いに協力し、責任も共に担い、育児、介護、その他の家庭生活における活動と職業生活それ以外の活動に対等に参画し、これらの両立が円滑になされるよう配慮されなければならない。

### (5) 国際社会との協調

男女共同参画社会づくりの推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを理解し、協調して行わなければならない。

発行

熱海市 市民生活部 協働環境課

〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

電話 0557 (86) 6193

<https://www.city.atami.lg.jp>